

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県民の利用に供するため産業技術センターに新たに導入した機器の設備使用料を定める。

2 規則の概要

- (1) 産業技術センターの設備に係る使用料に新たに次の機器に係る使用料を加える。

区 分		単 位	金 額
測定機械	形状測定顕微鏡	1時間につき	600円
加工機械	過熱水蒸気加工試験機	1時間につき	100円

- (2) その他所要の規定の整備を行う。

- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県漁船法施行細則等の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県漁船法施行細則の一部改正

漁船法に基づき登録を受けた漁船及びその登録票の検認業務を、知事の指定する者（以下「指定検認機関」という。）に行わせるため、その指定に係る申請書の様式を定める等、指定検認機関の指定手続に関する規定を整備する。

- (2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

(1)に伴い、当該事務の決裁区分に関し所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県漁船法施行細則の一部改正

ア 指定検認機関に係る次の手続に必要な様式等を定める。

(ア) 指定の申請及び指定の更新の申請

(イ) 名称等の変更の届出

(ウ) 業務規程の認可申請及び変更認可申請

イ 漁船登録申請書の添付書類のうち、漁船の建造許可等に係る認定通知書を廃止する。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

- (2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

指定検認機関の指定等に関する事務について、次のとおり新たに事務処理権限の区分を加えるほか、所要の改正を行う。

区 分	決 裁 権 者
指定検認機関の指定、指定の更新、業務規程の認可、業務規程の変更命令、解任命令、適合命令、指定の取消等	農林水産部長専決

- (3) 施行期日

施行期日は、公布の日とする。